

夢を実現する第一歩のために

2020年3月号

ミツヒロニュース



卒業式や送別会が行われる季節になりました。お酒の席ではビールから始まり焼酎・日本酒・ワインなど色々有りますが、焼酎好きの方は気を付けてください。

焼酎は糖分やプリン体が含まれていないので健康に良いとされていますが、アルコール度が高い焼酎はアルコール依存症の人が最後に行きつく酒というケースが多いそうです。二日酔いを避けるためには、飲酒の前後に食べる、水分を十分にとる、自分の飲酒量の限界を知り適量を飲む、ゆっくり飲む、複数のアルコール飲料を飲むことを避けるなどだそうです。ぜひ気を付けてください。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇令和2年分の所得税から変わる
青色申告特別控除額と
基礎控除額

◇助成金を賢く使って会社の力に！

◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする
相続セミナー」

◇あとがき
「春の訪れ」



令和2年分の所得税から変わる 青色申告特別控除額と基礎控除額

今年の確定申告は終わりましたか。令和2年分の所得税から、青色申告特別控除額と基礎控除額が改正されました。所得にどの程度影響が生じるか、確認しましょう。

1. 改正の概要

平成30年度税制改正により、令和2年分以降の所得税において、青色申告特別控除額と基礎控除額は、次の通りとなりました。

控除の種類	控除額	
	～令和元年分	令和2年分～
青色申告特別控除	10万円	10万円
	65万円	これまでの要件に加え、次の左の場合に応じてそれぞれ右の金額
		次のいずれかを行っている場合
		① 電子申告 ② 電子帳簿保存
	上記以外	65万円
基礎控除	38万円	以下、左の合計所得金額に応じてそれぞれ右の金額
		2,400万円以下 48万円
		2,400万円超 32万円
		2,450万円以下
		2,450万円超 16万円
		2,500万円以下
		2,500万円超 0円

2. 青色申告特別控除

(1) 従来の『65万円控除』の要件

個人で不動産の賃貸収入を得ていたり、事業を行っていたりする場合に、予め“青色申告”的申請をすることで、所得税の計算上 いくつかの特典を得ることができます。そのうちの1つが「青色申告特別控除」です。

「青色申告特別控除」は、儲け（所得）から一定の控除額を差引くことができる制度です。控除額の上限は、令和元年分までは、次の要件に応じてそれぞれ次の金額でした。

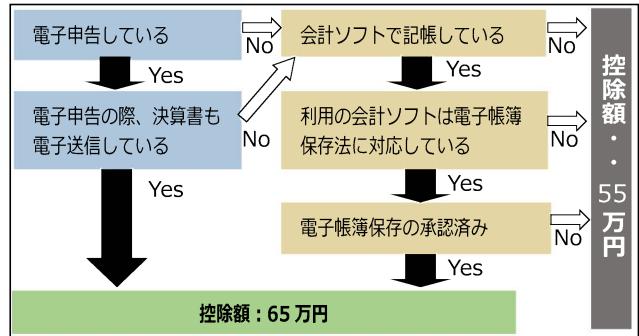
所得の種類	要件	控除額
・不動産所 (不動産賃貸)	次のすべてに該当 ① 正規の簿記の原則（複式簿記）での記帳 ② ①に基づく貸借対照表および損益計算書の作成 ③ ②を確定申告書に添付した上で確定申告の申告期限内に提出 ④ 事業所得がなく不動産所得のみの場合は、その不動産所得を生ずべき取引が事業としての規模であること (例、10室以上のアパート賃貸)	65万円
・事業所得 (個人経営)	上記以外	10万円
・山林所得	—	—

(次頁へづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

これが改正により、65万円の控除（以下、65万円控除）に要件が加わり、この要件を満たさない場合には、控除額が10万円低い55万円になりました。この新たな要件と控除額をフローチャートにしたのが、右の図です。



(2) 電子申告と電子帳簿保存

新たな要件である、“電子申告”や“電子帳簿保存”的概要は、次の通りです。

① 電子申告

「電子申告」とは、e-Taxによる申告をいい、インターネットを利用して、国税の申告書等を提出することを指します。

要件を満たすには、確定申告書の他、青色申告決算書（平均課税の適用を受ける場合は、変動所得・臨時所得の平均課税の計算書）も電子申告しなければなりません。

② 電子帳簿保存

「電子帳簿保存」とは、予め税務署へ申請を行って承認を受けた上で、帳簿を電子データで保存することをいいます。

この承認を受けるには、一定の要件に該当する必要があります。

また、申請には期限があり、原則は帳簿の備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに申請書を税務署へ提出しなければなりません。ただし、令和2年分に限り、令和2年9月30日までに提出を行い、同年中に承認を受け、同年12月31日までの間に電子帳簿保存を行うことで、令和2年分から65万円控除を受けることができます。

3. 基礎控除

基礎控除は、合計所得金額から控除する“所得控除”的1つであり、これまで誰もが適用できる所得控除でした。それが今回の改正により、控除額が48万円へと10万円引き上げられたものの、合計所得金額が2,400万円を超えると、合計所得金額に応じて控除額が遞減し、2,500万円を超えると控除が受けられることとなりました。

4. いくら変動する？

今回ご案内した改正について、新たな要件を満たすか否かによって受けられる青色申告特別控除額、および各々の合計所得金額に応じた基礎控除額、並びにこれら控除額の合計額と、これまでと比べていくら変わらるのか、一覧表にしました。ご自身の控除額がいくら変動するのか、確認してみましょう。

【令和2年分以降の青色申告特別控除額※1と基礎控除額】

青色申告特別控除額※1		基礎控除		合計額
新たな要件	控除額	合計所得金額	控除額	(改正前との差額※2)
次のいずれかを行って いる ① 電子申告 ② 電子帳簿保存	65万円	2,400 万円以下	48 万円	113 万円 (+10 万円)
		2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	97 万円 (▲6 万円)
		2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	81 万円 (▲22 万円)
		2,500 万円超	0 円	65 万円 (▲38 万円)
上記以外	55万円	2,400 万円以下	48 万円	103 万円 (0 円)
		2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	87 万円 (▲16 万円)
		2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	71 万円 (▲32 万円)
		2,500 万円超	0 円	55 万円 (▲48 万円)

(※1) 10万円の控除は改正されていないため、ここでは省略しています。 (※2) “+”であれば控除額が多くなり、税金が減ります。“▲”はその逆です。

助成金を賢く使って会社の力に

1. 中堅からベテランまでを拡充したいとき使える助成金

◆45歳以上人材の活用

企業の人材採用が難しい時代が続いている。そうした中で中高齢者の採用は選択肢の一つとなります。特に最近では45歳以上の年齢でも転職が珍しくない時代になっており、実力のある人材を採用するチャンスも到来しています。今回は会社の核となる45歳以上の人の雇用したときに使える助成金を紹介します。

◆中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)

「中途採用拡大コース」には「中途採用率の拡大」と「45歳以上の初採用」の2種類ありますが、45歳初採用が比較をして使いやすいでしょう。過去に45歳以上の人の中途採用したことがない会社が対象です。

中途採用計画（1年内の期間を定める）を作成し、計画書の申請をしておきます。その後会社として初めての雇い入れ時に45歳以上の人の1名以上雇用すると60万円、該当の人が60歳以上の人であれば70万円の助成金を受給することができます。何名採用しても良いのですが、2名以上雇用しても助成金額の増額はありません。

◆支給の要件と注意点、特徴

- ①過去に45歳以上の労働者を中途採用していないこと
- ②期間を定めていなくてもパートタイマー労働者は対象になりません。先ほど出てきた中途採用計画の期間中に45歳以上の人の期間の定めのない正社員等で採用する必要があります。
- ③助成金が支給決定されるまでに対象の社員が退職してしまうと支給されません。
- ④申請できるのは1事業所で1回
- ⑤助成額は大企業と中小企業で同額

◆その他の項目の重要度は？

当該助成金は特定求職者雇用開発助成金のようにハローワークからの紹介に限定されませんし、比較的若者向け助成金が多い中、中高齢者の採用時に使える助成金です。

ちょうど45歳以上あたりで会社のメインを担うような人材をこれから増やしたい、若い人もいいけれど安定感も欲しいから中高齢者がいいんだよね、といったときにピッタリでしょう。

また大企業と中小企業で助成金額が変わらないので大企業で申請をしてみるのも良いでしょう。



(次頁へつづく)

2. 正社員化コースだけじゃない！使いやすい健康診断制度コース

◆キャリアアップ助成金健康診断制度コースとは

助成金の中で花形助成金といえば2019年度も継続だったキャリアアップ助成金正社員化コースです。しかしキャリアアップ助成金の中にもほかのコースがあることをご存知ですか？

今回はキャリアアップ助成金健康診断制度コースをご紹介します。

健康診断制度コースは期間を定めて働いている労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施すると38万円（条件を満たすと48万円）の助成金が支給されます。

◆どんな人が対象になるか？

雇用保険に加入する必要があるので期間の定めがある雇用契約を結んでいる人で、週20時間以上30時間未満勤務の従業員です。そのほかフルタイム勤務でも期間の定めのある雇用契約を結んでいて、雇い入れてから1年未満の勤務期間の人も対象です。1年以上雇用していると通常の定期健康診断を行う必要があるので助成金の対象外労働者になります。また事業主の3親等内の親族も対象外です。イメージとしては事業主関係者でないパートの方に新たに定期健康診断を行ってあげると受給できることになります。

要件に対象者延べ4人に健康診断を行うとあるように、一度に4人健康診断する必要はありません。長丁場になりますが同じ人に4年かけて4回行ってもいいし、2人に2年かけて健康診断を実施しても受給できます。

ただし、雇用してから5年以上雇用契約更新を繰り返している人を対象とはしないほうがいいでしょう。無期雇用転換ルールが適用される場合は対象外と申請時に言われる可能性があります。

◆こんな時でも使えます

すでにパートの方に健康診断を行っている場合でも、この助成金は使えます。法定外の健康診断を行うことを就業規則に定めることが要件になるので、条文を入れていなければ使うことができるのです。

人を集めるのが大変な昨今ですがパートタイムの方にも健康診断をすることで病気を予防し、継続して働いてもらえるようになるとよいでしょう。



参考文献： ■My Komon ■ゆりかご俱楽部

今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「相続税」の基本についてお話しします。
事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

（開催日4月7日（火）セミナー概要は別紙案内をご覧ください。）

あとがき 下田です。春めいて来ましたね。繁忙期真っ只中ですが、これを乗り切ると春が一度に来た気分になります。その頃には我が家にツバメが飛来します。東南アジアの島々やオーストラリア北部で過ごしたツバメは、小さな体でおよそ4千kmの距離を海を越え、集団ではなく一羽ずつ飛んでくるそうです。その理由は、各個体の身体能力にばらつきがあることや、天敵に見つかりにくいようにと単独で行動するのだそうです。春の訪れを運んでくれるツバメが、今年も無事に帰ってきててくれるようとに心待ちにしています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
**Office
Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

